

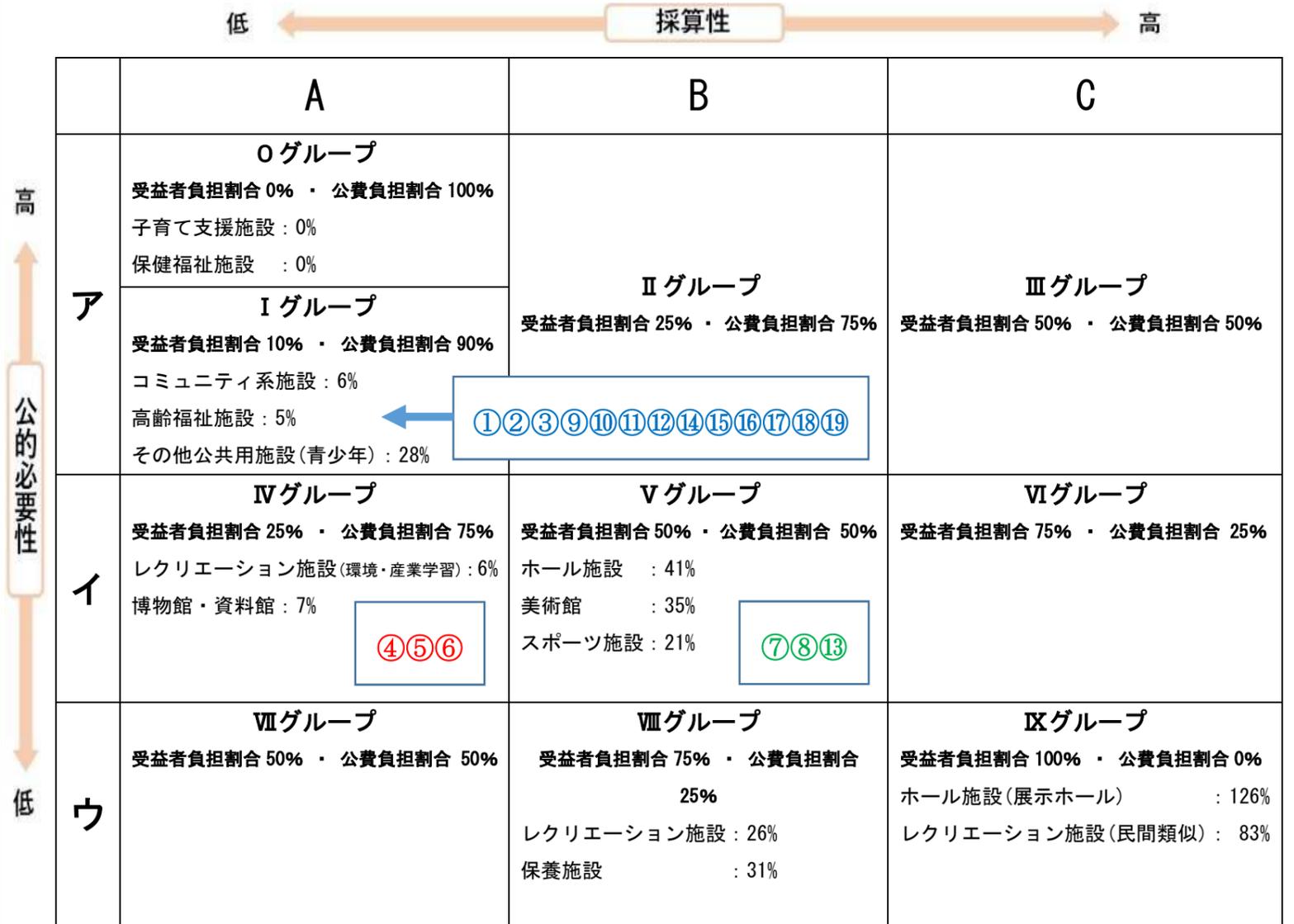
# 南区公の施設に係る受益者負担の見直しについて

## 1. 南区対象施設について 市長部局対象施設

施設名	担当課	条例所管課	グループ
①白根地区勤労者福祉センター	産業振興課	経済部 雇用・新潟暮らし推進課	I
②味方地区千日運動施設	産業振興課	経済部 雇用・新潟暮らし推進課	I
③月潟農村環境改善センター	産業振興課	農林水産部 農村整備・水産振興課	I
④しろね大凧と歴史の館	地域総務課	南区役所地域総務課	IV
⑤旧笹川家住宅	地域総務課	南区役所地域総務課	IV
⑥曾我・平澤記念館	地域総務課	南区役所地域総務課	IV
⑦南区スポーツ施設（白根カルチャーセンター、多目的広場、プールなど）	地域総務課	土木部 みどりの政策課	V
⑧南区スポーツ施設（味方体育館、味方及び月潟野球場、テニスコートなど）	地域総務課	文化スポーツ部 スポーツ振興課	V
⑨老人福祉センター白寿荘	健康福祉課	福祉部高齢者支援課	I
⑩老人福祉センターいこいの家楽友荘	健康福祉課	福祉部高齢者支援課	I
⑪老人福祉センターいこいの家月寿荘	健康福祉課	福祉部高齢者支援課	I
⑫白根高齢者能力活用センター清楽苑	健康福祉課	南区役所健康福祉課	I

## 教育委員会対象施設

施設名	担当課	条例所管課	グループ
⑬白根学習館	白根地区公民館	中央公民館	V
⑭白根地区公民館	白根地区公民館	中央公民館	I
⑮月潟地区公民館	月潟地区公民館	中央公民館	I
⑯七穂公民館	味方地区公民館	中央公民館	I
⑰西白根公民館	味方地区公民館	中央公民館	I
⑱味方公民館	味方地区公民館	中央公民館	I
⑲味方地区公民館	味方地区公民館	中央公民館	I



注：施設種別は、新潟市財産白書の中分類。その右側に表示した割合は、令和4年度決算における受益者負担割合。

## 2. 見直し方法について

- 各施設をグループ分けし（例：スポーツ施設、コミュニティ系施設、博物館・資料館など）、公的必要性と採算性を考慮したうえで受益者負担割合を算出
- 激変緩和措置として、改定後の使用単価が改定前の1.3倍を上回る場合は1.3倍の水準で使用料を設定

## 3. 今後について

- 各施設条例所管課において現在検討しており、使用料を改定する必要がある場合は準備の整った施設より条例改正